

平成21年9月2日（水曜日）

---

議事日程第2号

平成21年9月2日（水曜日）午前10時開議

---

第1 一般質問

---

出席議員（28人）

1番 佐々木 昌 志	2番 佐 藤 文 子	3番 小 山 誠 治
4番 佐 藤 隆 盛	5番 藤 井 春 雄	6番 杉 沢 千恵子
7番 北 村 稔	8番 高 橋 敏 英	9番
10番 千 葉 健	11番 渡 邊 秀 俊	12番 金 谷 道 男
13番 斉 藤 博 幸	14番 佐々木 洋 一	15番 武 田 隆
16番 藤 田 君 雄	17番 菊 地 幸 悦	18番 佐 藤 芳 雄
19番 大 野 忠 夫	20番 大 山 利 吉	21番 高 橋 幸 晴
22番 本 間 輝 男	23番 門 脇 一 男	24番 橋 本 五 郎
25番 橋 村 誠	26番 佐 藤 孝 次	27番 鎌 田 正
29番 竹 原 弘 治	30番 児 玉 裕 一	

---

欠席議員（1人）

28番 大 坂 義 徳

---

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	山 王 丸 愛 子	教 育 長	三 浦 憲 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	老 松 博 行
企 画 部 長	小 松 辰 巳	市 民 生 活 部 長	元 吉 峯 夫
健康福祉部長	武 藤 芳 和	農 林 商 工 部 長	藤 原 薫

建設部長	中嶋喜代博	病院事務長	伊藤和保
水道局長	藤田良雄	教育次長	高橋修司
教育次長	藤原保子	総務課長	進藤雅彦

---

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	主幹	伊藤雅裕
副主幹	進藤博秀	主査	菅原直久
主事	中川智晴		

---

午前10時00分 開 議

○議長（佐々木昌志君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届け出は、28番大坂義徳君であります。

---

○議長（佐々木昌志君） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

---

○議長（佐々木昌志君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に18番佐藤芳雄君。はい、18番。

○18番（佐藤芳雄君）【登壇】 おはようございます。だいせんの会の18番佐藤芳雄でございます。最後の質問になると思えますけれども、よろしく願いいたします。

さて先般、8月22日には第83回全国花火競技大会が開催されました。天候に恵まれ、事故もなく、盛會に終わりましたことに対して「すばらしい花火だったな」と、この一言に尽きません。関係各位、そしてまた職員の皆様、本当に駐車場係、交通整理、本当にご苦労さんでございました。また、地元2社が上位に入賞したことは喜びに絶えません。本当におめでとうございました。来年は100周年記念と申します。花火師たちの本当に花火の作品に期待しておる次第でございます。1日ではなく3日ぐらい花火大会をやってくれればいいんじゃないかなと市民も期待しているところでございます。

それでは質問に入ります。

一つ、水害の対策についてでございますけれども、前に私が水害に対して質問をしたことがありますけれども、この3点につきましては質問したかったけれども時間がなく

てちょっと心残りがありまして今日質問するところでございます。

大仙市では平成18年度に大仙市地域防災計画を策定しておりますが、この計画では大仙市における大規模災害に対処するため、関係機関を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定めております。市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減して、市民の誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進を目的としております。

さて、これから秋の台風シーズンを迎え、台風に伴う水害が予想されますが、河川の増水により農地を含む土地の浸水被害を受けている状況にあります。こうした中、大曲地域の市街地部における極端に低い土地の浸水や横断地下道の浸水による通行止めなど、市民の生活に支障を来たすことが過去に幾度もありました。そこで伺います。大仙市における防災対策、とりわけ水害対策につきましてどのように対応するものなのか、その施策についてお伺いいたします。

1点目として、大曲の朝日町横断地下道は、浸水により通行できなくなることがあるが、大雨においても浸水をなくし、通行止めとならないような方法はないのか伺いたい。

2点目として、大曲金谷地区、浮嶋理容店前の交差点周辺では、両側が高くなっている地形的な問題からすり鉢状態であります。大雨には側溝から水があふれ、また、下水の方からもあふれ、家屋に浸水するなど被害が度々発生している。この地区の浸水被害対策について見解を伺いたい。

次に、3点目として、家屋の浸水など大雨により水害の発生が見込まれる場合、南外地域では消防団員2、3名ほどがその場所に待機して水害に備えております。また、水害の発生が大きく確実な場合には、さらに団員を増やし、土のう、または排水ポンプなどを設置して水防活動に従事し、市民の安全のため活動しております。先程ご質問しました浮嶋床屋さんの前など大曲地域でも水害が発生する恐れがある場合には、地元の消防団員に待機していただき、水防活動に従事していただければ、その場所に家屋を持っている市民にとって大変心強く有り難いことだと思います。地域の事情などいろいろあるかと思いますが、どうか市民の安全確保、不安解消のため、排水ポンプなどを常設するなど対策をご検討いただきたいと思います。市当局のお考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。よろしくご答弁のほど、お願いいたします。

○議長（佐々木昌志君） 18番佐藤芳雄君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤芳雄議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、朝日町横断地下道の大雨時の通行止め対策につきましては、地下道の位置が地域一帯の農業用排水路の末端に位置していることから常設の2台のポンプで排水しておりましたが、排水した水が再度流入してくる地形的な問題もあり、旧大曲時代にその排水対策について議会と十分協議し、さらに1台を増設して現在の排水体系を構築しております。

横断地下道冠水時の対応といたしましては、現在、横断地下道緊急メールシステムにより担当職員の携帯電話に警報の連絡が入り、直ちに現地に直行して通行止め看板やバリケードを設置するとともに、通行車両の誘導を行っており、過去に発生した車の水没事故等のような事例は防止できるものと考えております。

また、常設3台の排水ポンプで排水対応できないような集中豪雨の場合は、可搬式のポンプで排水作業を行い、早期に通行止めを解除する体制を整えております。

次に、大曲金谷地区浮嶋理容店前交差点付近の浸水被害対策につきましては、旧大曲時代に市役所前通線道路改良にあわせて周辺の排水路の整備を行っておりますが、近年の集中豪雨により地形的な条件とも重なり排水できない場合もあり、雨水が浮嶋理容店前交差点の側溝に集中するため、短時間で道路への冠水や宅地への浸水が発生する状況にあります。

昨年度、被害周辺地域一帯の雨水排水状況並びに今後の浸水被害対策として、排水区域面積・縦断勾配の計画及び側溝断面等の調査を実施しておりますが、調査内容に基づき抜本的な排水対策を行った場合には、排水ルート的大幅な変更などにより多額の事業費が想定されますので、工法については少し精査を加えてまいりたいと思っております。

なお、緊急時に備え現地に土のうを常設しておりますが、今後の対策としては、昨年度の調査に基づき常設の排水ポンプの設置を考えておりますが、当面は可搬式排水ポンプで対応してまいりたいと考えております。

次に、当市の洪水対策につきましては、国土交通省から河川水位情報や气象台からの降雨情報などを分析し、洪水ハザードマップや過去の経験則に基づき重要水防箇所である河川の危険地域について、あらかじめ担当となっている各消防団の分団がパトロールすることを基本として実施しております。特に、過去において避難勧告が出された大曲地域の福部内川及び中仙地域の玉川流域などは水位が下がるまで、夜通し長時間にわたり消防団員が交代で警備を実施し、避難勧告を発令した場合には地域住民に避難広報と避難者の誘導などを実施しております。また、神岡地域の堤防未整備の地域におきまし

ては、洪水警報と同時に土のうの準備をするなど、各地域の実情に応じた洪水対策を実施しているところであります。

さらに、大曲地域と仙北地域における丸子川流域の内水排水対策につきましては、市職員115名が26班に分かれて、携帯電話の一斉メール配信の情報により、昼夜を問わず各分担地域に急行し、警戒並びに排水作業に取りかけられる体制をとっております。

最近、局地的な集中豪雨などにより側溝の排水能力を超える雨量のため、市街地の道路冠水や低所地域にある家屋や車庫等の浸水などが発生しております。また、開発などにより地形が大きく変化して新たに浸水の恐れがある箇所なども見受けられることから、今後はさらに早めのパトロールを徹底するとともに、その状況に応じた適切かつ迅速な対策を実践してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐々木昌志君） 18番、再質問を許します。はい、18番。

○18番（佐藤芳雄君） 先程申し上げましたとおり、大曲地域のことではありますが、大曲地域ばかりでなく大仙市全体を把握し、市民の安全確保、不安解消のため対策を検討していただけることをお願いして質問を終わります。

○議長（佐々木昌志君） これにて18番佐藤芳雄君の質問を終わります。

次に、12番金谷道男君。はい、12番。

○12番（金谷道男君）【登壇】 大地の会の金谷です。通告に従いまして、2点質問させていただきます。

最初に、企業誘致対策についてお伺いをいたします。

最近の新聞報道によりますと、経済動向は全国的には最悪の状態から少しは脱出した兆しが見えてきたようではありますが、いつものことながら我々の地方では、なかなか経済の回復の兆しを実感できない状況にあると思います。中央と地方、あるいは地域ごとの産業構造の違いによるものかもしれませんが、少しでもこれまでの市の予算等が効果をあらわし、我が市の景気が一日も早く回復して欲しいと願うものであります。

地域の元気のもととは、何といたっても地域経済の活発化と密接に関係があると思います。したがって、地域産業の振興支援は行政が永遠に取り組むべき重要な、しかも優先度の高い分野の仕事だと思っております。農業、工業、商業、それぞれにその具体的な施策振興の目的を設定し、効果的な実施方法で広範な施策を展開していかなければならないと思っております。その中の一つであります企業誘致関連のことについてお伺いをいたします。

市では昨年度から専門の担当部局を置き、さらに今年度からは専任の体制で工業振興と企業誘致活動に積極的に取り組んでおり、大変心強く思っております。しかし、企業誘致は現下の経済状況でなくとも大変困難な課題であると思っております。担当部局では大変苦勞されていると思っておりますが、なお一層の奮起をお願いいたしたいと思っております。

さて、先般7月、企業誘致のための新しい試みであります第2回大仙市首都圏企業懇話会に我々企画産業常任委員会も参加させていただきました。議員各位には先日この報告書がお手元に届いていると思っております。首都圏の企業誘致関係者や当市出身の企業経営者等の方々と話し合い、大仙市やその周辺の強みや弱み、そしてまた内側から見る目とは違う外から見た見方など、お互いに直接会って情報交換できたことは非常に意義のあったことだと思っております。こういう機会の積み重ねこそが企業誘致につながるものと思っております。

さてそこで、この会でも話題になりましたし、日頃地域の企業の方々と話題になることがあります。それは、誘致企業の方々は優良な技術を持った下請け企業が欲しいと言います。一方、地域では頑張っていて特色ある技術を持ったものづくりをしている企業もあります。しかし、なかなか注文を取ることができないというようなことを聞きます。これらの理由はいろいろあると思っておりますが、その一つにお互いの情報が十分共有されていないのではないかと考えられます。地域内の各企業が持っている技術や製品、あるいは求めている技術や製品の情報を共有することにより新たな企業連携、地場産業興し、新製品開発などに活かすことができると思っております。新しいものが生まれれば、これは地域の活性化、雇用機会の拡大に役立ちます。行政として、このような情報の収集や提供に取り組めば、地域の企業の育成にもつながりますし、人件費が安い、あるいは土地が安い、労働力の確保が容易である、あるいは交通インフラが整備されているなどの企業誘致のセールスポイントにプラスした特色ある一つのものになるのではないかと考えられます。

先日の懇談会で、企業誘致にはいろいろな条件整備が必要だし、地域特性のアピールも必要だと改めて感じました。そこで、こうした大仙市内のものづくりの能力を把握し、誘致情報として提供、公開することが必要だと思っておりますが、市長はどうお考えでしょうかお伺いをいたしたいと思っております。

もう一点、この懇談会で企業誘致策については、思い切った手だてが必要だという意見もありました。私もそう思います。これはたまたま一例ですけれども、福島市では用

地取得に半分、50%補助というような制度も行っているようであります。首都圏に近い福島でそういうような思い切った手だてを講じておるようでありますから、大仙市でももっと進めて、極端な例ですけれども無償リース、あるいは条件付無償提供といったようなことも考えてもいいのではないかと、そんなふうに思います。

市長は、企業誘致に思い切った手だてとして、どのようなことを考えておられるのかお聞かせをいただきたいと、思います。

次に、地域づくりに関してお伺いをいたします。

大仙市は8つの地域がその個性を発揮しながら、一方ではサービスや負担の公平性や住民の一体感を醸成しながら発展する連合体だと私は考えています。その実現のため総合支所方式と地域協議会設置を選択し、この5年間新市づくりを進めてまいりました。

今、サービスや負担の面での統一と画一化は進んでいると思いますが、一方のそれぞれの個性を活かした地域づくりの点では当初の目的どおり機能し、効果が上がっているのでしょうか。成果が出ていないとは言いませんが、もう少し工夫が必要ではないでしょうか。

地方分権が叫ばれて久しく、国と地方それぞれが地方分権の必要性を述べておりますので、これからますます地方分権は進むと思います。地方分権は自治体内での分権も伴わなければならないと思います。単に国と県、国と市の関係、国と都市の関係での行政内の事務分掌の振り分けに終わってはいけないと思います。基礎的自治体に権限が移ることで自治体の組織が大きくなり、その結果、市民と自治体の距離が広がるようでは市民のための分権とは言えないと思います。真の分権は、市民に役立つ、市民のためになる分権でなければいけません。そして行政改革と大いに関係があります。行政が担っている、あるいは行っている業務の執行方法を含めた全般的な見直しだと思います。そこでは市長が常に述べておられる市民との協働が不可欠であります。協働には対等に行う相手方としての受け皿がなければなりません。その受け皿としての役割を地域協議会が果たせるようにするべきではないでしょうか。そのためには現在の地域協議会を改善する必要があると思います。まずは構成メンバーですが、もう少し地域の各種団体等も入れることや、そして全体の人数を増やすことも必要ではないかと思えます。また、活動も会議も大事ですけれども、広く住民が参加するワークショップ的な活動をしながら地域づくりのあるべき姿の模索とか、あるいはまたその理想の姿に近づける活動もするような組織にできないでしょうか。地方自治法に基づいた機関ですので制限があると

という言い方もできますが、もう一步踏み込んで、地域をつくる住民組織として、もっと住民が参加できる組織、活動にしていくべきと考えますがいかがでしょうか。総合支所が事務局的役割を果たしながらやればできると思うのですが、いかがでしょうか。

先日、会派の政務調査で長野市の都市内分権を調査してきました。厳しい財政事情や広域な市町村合併をしたこと、地域環境の違いが大きいことなどにより地域の課題やニーズに違いがある、そういった理由から市民の生活の最低条件整備は確保した上で、それぞれの地区の特性を十分に尊重した施策を行う必要があるとの観点から、新しいシステムとして都市内分権の実施研究を平成15年から2年間重ねたそうであります。この研究をもとに平成18年から21年までの都市内分権推進計画を立て、具体的に実施しておりました。この考え方は行政の必要業務の基本は確保しつつ、従来行政が行っていた業務を見直し、地域固有の課題、特性ある課題については住民自らの権限と責任で対策を立て市民生活を豊かにするというものであります。その受け皿となるのは、地域内の地区住民や各種団体で構成する住民自治協議会で、市が財政負担も含めてその活動を支援するものであります。もちろん住民自治協議会は市の下請け機関ではないので、対等の関係でということで市と協定書を交わして進めておりました。時間がないのでこの場での詳しい内容報告は割愛させていただきますが、このことにより長野市では、地域で行っていた各種事業の大幅な見直し、各種市長委嘱委員の廃止、委託事業や補助事業の見直しなどの改善を行っておりました。いわば行政改革であります。これからの時代に合った行政システムへの改革としての取り組みでした。そして注目すべき大前提は、この新しいシステムのために市職員の増員や財政の大幅な支出を伴わないようにしているということでした。

人口減少、少子高齢化、経済の低迷、広い市の範囲に集落が散居する大仙市にあっても、従来と同じような施策を同じようなシステムで行うのには限界があると思います。市民に身近な役に立つ満足してもらえる自治体のありようとして、現在の地域協議会を改善し受け皿として進める都市内分権、大いに検討する価値があるシステムと思いますが、市長のご見解をお知らせいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（佐々木昌志君） 12番金谷道男君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 金谷道男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、企業誘致についてであります。



はじめに、地元企業のものづくり情報の収集、発信につきましては、議員ご指摘のとおり優良な技術を有する下請け企業を求める誘致企業がある一方で、独自の優れた技術を持ちながら思うように受注につながらない地場企業があるなどのことは伺っており、情報の共有、あるいは受発注を促進するための企業の出会いの場を提供することが非常に重要であると認識しております。

市では、製造業の会である「大仙市企業連絡協議会」や大曲地域の誘致企業の会である「ケヤキの会」の事業を通じて、各企業の要望や情報の収集、把握に努めており、既に会員企業間においては金型材料の調達や製造用機械器具の受発注などの取引が行われております。また、市企業連絡協議会では、部会方式によるきめ細かい情報交換が検討されております。

今後も個別の企業訪問において細やかな企業の実態の把握に努め、地元企業間の情報交換の場を提供してまいります。また、市のホームページを活用した独自技術や得意分野などのPRも視野に入れながら、各企業と相談してまいりたいと考えております。

さらに、秋田県全体の新規開拓に向けた取り組みである東京、名古屋での企業リッチセミナーなどの機会を利用して、広く大仙市の企業の特色を発信してまいりたいと考えております。

次に、市独自の優遇策につきましては、大仙市には現在、大曲地域の「中沢」、西仙北地域の「北野目」、中仙地域の「東長野」、南外地域の「西ノ又」、仙北地域の「大和田」の5カ所の分譲可能な工業団地があります。このうち中沢工業団地につきましては、条例により用地取得費と操業後の水道料金についての助成制度があり、ほかの団地につきましても進出案件の都度、予算措置をしながら用地取得に対する実質的な助成を行ってきております。そのほか、設備投資に関しては、工場の新増設に対する固定資産税の課税免除期間を県内他市の多くが3年のところを5年間としているほか、空き物件を利用しての操業に対する助成「空き工場等再利用助成金制度」などは県内でも特色のある制度であります。また、雇用面では新卒者の採用に対する30万円の助成など、企業の負担ができるだけ軽減されるよう支援体制を整えております。

今後、市といたしましては、議員からのご紹介にもありますように用地についてのリース、賃貸借を含めた進出企業の初期費用、初期投資をできるだけ抑える支援策を研究するとともに、立地の際の重要なポイントとなり得る用水についても検討し、誘致環境の整備に努めてまいりたいと思います。

さらに、現在神岡地域で進められている秋田県新規工業団地整備事業に対しては、市といたしましても最大限の協力をするとともに、県と一体となった取り組みの中で、市独自の支援策を行っていけるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

質問の第2点は、地域づくりについてであります。

ご案内のとおり、当市は合併前の協議の結果、各地域の特性を活かしながら住民自治を活性化することによって市全体の均衡ある発展を目指していくため、地方自治法に定める地域自治区を選択し、その最も重要な機関として合併前8市町村ごとに地域協議会を設置いたしております。これは他の自治体で行われているような設置期限を設けた区長がいる自治区や合併特例法による審議会ではなく、地方自治法の「一般制度」としての地域自治区を設けたものであり、各地域協議会がそれぞれの地域ごとに自己の責任において自らの裁量で執行できる「地域枠予算」を設け、住民自らが地域の未来を考え実行できる仕組みを作ったものであります。

これまで8つの協議会では、地域の課題を自らの力で解決する仕組みづくりを進めていただくとともに、地域ごとに地域振興計画を作成するなど活発な活動を展開していただいております。市民と行政との協働によるまちづくりの核として高い評価をいただいているものと思っております。

協議会の設立から4年が経過した今年度は、委員の任期満了に伴い44人の新委員が加わり協議会は新たなスタートを切っており、今後も第2期を迎えた協議会活動の更なる活性化を図ってまいりたいと考えております。

現在の地域協議会は、団体代表・学識経験者・公募の3区分により、各地域協議会とも定数20名に対し17名から18名の委員数となっている状況であります。

ご質問の委員数と委員構成につきましては、市民との協働、地域協議会の充実・発展のため、各地域協議会の意見を尊重しながら適宜検討したいと考えております。

次に、地域協議会への住民参加についてであります。今年度の委員研修会では、地域協議会の委員と地域住民の皆さんが同じテーブルで話し合いを行い、コミュニティバスや乗り合いタクシーなどの改善点について、自由に意見を記述し、整理して発表するワークショップ的な手法を取り入れた結果、様々な視点から多くの意見が提案され、活発な意見交換を行うことができたと思っております。研修会のアドバイザーを務めていただいた大学教授からも、今後、地域協議会での議論を活発化していく上で有効な手法の一つになるのではないかという評価をいただいております。

市といたしましては、こうした方式を参考にしながら、地域住民の皆様とともに地域の課題を共有し、解決に結びつくことができるよう地域協議会の場を積極的に活用していきたいと考えております。

次に、「都市内分権」につきましては、昨今、地域の抱える課題は多様化・高度化が進んでおり、行政が全ての課題に対してきめ細かく対応していくことは困難になってきていることから、全国の様々な自治体において独自の、あるいは特色ある取り組みが進められております。

当市においても「市民との協働によるまちづくり」を基本方針として、合併以来、各地域に総合支所と地域協議会を設置し、地域枠予算を措置するなど大仙市として一定の「行政内分権」と「地域内分権」を進めてきていると思っております。

今後とも地域協議会が行政のパートナーとして適切な役割分担を行い、地域の課題を解決していく組織であり続けることができるよう、議員から紹介のありました長野市の事例を含め幅広く研究させていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（佐々木昌志君） 12番、再質問を許します。はい、12番。

○12番（金谷道男君） 最初に企業誘致の関係ですけれども、情報収集を進めていただけているということですので、大変心強い限りであります。

今、金融機関、あるいは先程の市長の答弁の中にもありましたけれども、企業の連絡協議会等ではたぶん情報交換というのはある程度なされているとは私も思います。ただ、そういう組織に入っていない、漏れたという言い方は変ですけれども、小さなところで2、3人でも結構技術のある企業が市内では、私はあるように思います。ややもするとそういうところの情報というのは、なかなか集まりにくいのではないかな。そういう意味では支所は8つの支所があるわけで、支所にもそういう情報を収集する、あるいはどういった産業、技術を持っている企業とか会社があるのかというようなことの把握も常時していただければ大変いいものではないかなと思っております。

またまた福島市の例を申し上げて申し訳ございませんが、福島市ではホームページに、もうデータベースとしていろんな製造業のことを載せてあるようであります。非常に新しい技術の紹介等々もやられておりました。こういったことも含めて早い時期にそういうことに取り組んでいただければ大変有り難いなと思っております。と言いますのは、今、調節柄、我々非常に今、住民の方々と接触する機会が非常に多いです。その中で一番何を

言われるかといいますと、やっぱり働く場が欲しいと。やっぱりこれは手をこまねいてはなかなかできることではないので、やはり行政、お金も当然補助も必要ですけども、こういった情報による…何ていいますか、活性化といえますか、そういったことが非常に大事ではないのかなと。いずれ地域では非常にその雇用の場、働く場所が欲しいという声が本当にあふれておりますので、是非一日も早くそういう体制を作っていただいて、いい企業から進出していただければと思いますので、その点をお願いして1つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員の再質問にお答えいたします。

確かに企業対策室を事務局としまして、この地域では比較的大きな企業といえますか、そういうところの数もかなりございますので、そこを中心に様々な今、対策活動をしているところでありますが、議員ご指摘のとおりそれぞれの支所管内には小さくても光る様々な技術を持っているところ、私も幾つか頭の中に浮かんでまいります。その辺のところをまだ対応ができていないというふうな私も考えがございますので、このところは支所長を中心にしながら企業対策室と連携がとれるような形で情報の収集、そしてそれをもとにして何か対策を講じることができないかということを経後の課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木昌志君） 2番につきましての再質問を許します。

○12番（金谷道男君） 地域協議会といえますか都市内分権のことですけれども、やはり行政改革と絡めて、やっぱりやっている仕事の見直しを含めて、その受け皿としての地域協議会というような考え方でいくべきでないかなと私は思います。審議をするということよりも、やはりこうあるべきだという方向を議論する、そして課題を探す、そしてそこである程度解決の答えを出すとなりますと、私だけでなくたぶん議員の皆さんもある意味同感かと思っておりますが、やはり地域枠予算というようなものを実際に市が行っている予算の、その地区で行われるものも含めての考え方の中でやっていけばいいのではないかなと。極端に言いますと、もっと枠を広げて、そのかわり市で直接やっている事業も含めての検討をしていただくと、そういうような方向づけがこれから必要でないかなと私は思います。非常に皆さんご承知のとおり財政状況が非常に厳しくなる中で、いわゆるスクラップアンドビルド、市長よくおっしゃいますけれども、それをやらなきゃいけないのは私も十分わかるので、それを市民と一緒にスクラップアンドビルドをやら

ないとならないのではないのかなと、そこも含めてその地域協議会あたりで議論すれば、極端にいうとイベントの選択をどうするのか、どのイベントを残してどれをやるのかと、端的にいいますとそういう話までいくのかなというふうに私は思うので、是非その協働の相手の受け皿としての地域協議会というものを強化していただきたいなど、そんなふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 答弁いたします。

地域協議会につきましても、ようやく4年、5年目を迎えて、ようやく地域協議会の委員の皆様を含め、どういう課題をやっていくのかということが手の中に入ってきたのではないかと思います。まだまだ改善しなければならない点もたくさんありますけれども、この辺のところは協議会の委員の皆さんと協議をして、より…やっぱりこの地域のきっちりした総合支所と一緒にやる受け皿ということになっていきますので、その辺はより検討を深めていかなければならないと思っております。方向とすれば今議員ご指摘のように、本来地域でやれること、しっかりした組織立ってきていますので、地域枠予算などをもう少し増やすべきだと思っておりますが、財政事情から今年度も少し増やしたかったですけれども500万円で、ベース500万円で上限とさせていただいておりますが、この辺のことにつきましては地域協議会の活動とともに地域枠予算がむしろ増えていく、そしてその市が直接やっているようなことが地域でできるような形にするのが分権ということにつながっていくのではないかという認識でありますので、そういう方向づけをこれからもしていきたいと思っております。

ただ、現段階で行政改革というのは当然やらなきゃならないことではありますが、この課題を地域協議会、あるいは地域の中であまり出してしまうと行政改革、悪い面の行政改革にとられかねないと思っておりますので、そこは慎重にしていかなければならないと思います。やりながら、むしろ実態に合った行政改革が進むのではないかという視点で協議会の皆さんとはこれからもやっていきたいなと思っております。この辺はちょっと議員と見解が違うところではありますが、目指すところは同じではないかなと思います。

○議長（佐々木昌志君） 再々質問を許します。はい、12番。

○12番（金谷道男君） 100%でなくて、少し市長と意見が違うところが出て非常によかったです。3回目の質問です。私はやっぱり決める過程に市民が参加すること

によって理解ができると思います。決まったことを受けるだけでは、やはり不満と不平が残るのではないかなと思います。そういう意味では地域協議会というのはいい場所です。そこで大いに議論をし、市民同士の議論、あるいは企画、考えた方との議論、そういったものをやっぱり積み上げていくことで、それこそ満足できる市になれるのではないかなと。今いろんな負担の問題もあります。いろんな制度の改正の問題もあります。そういったものをやっぱりそこで議論した上でやると、納得して市民の方も受け入れるだろうし、いや、それよりも別にやることがあるのではないかというようなことも当然起き得ることだと思います。そういう意味では、大いにこの後の進め方に期待をいたしたいと思いますので、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） これにて12番金谷道男君の質問を終わります。

この際、所用のため暫時休憩いたします。午前11時に再開いたします。

午前10時48分 休 憩

.....  
午前11時01分 再 開

○議長（佐々木昌志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。4番佐藤隆盛君。

○4番（佐藤隆盛君）【登壇】 市民クラブの佐藤隆盛でございます。通告に従いまして市長に質問いたします。

まず、農村地域の現状認識と将来展望についてであります。

政治の枠組みが大きく変化をもたらしたことは、当然のこととはいえ、今後私たち市民、しいて言えば国民はこれからの時代をどう展開されていくかいささかの不安がないわけではないというのが昨日、今日の実感かと思われまます。

こうしたとき、栗林市政は3期目をひた走っているわけでありまして、私どもも今、2期目の通過点を迎えようとしております。私はこの機会に市内各地に足を運んで感じたことを2、3どうしても述べて、市長の考えを承りたく、また、時間がなく準備不足ではありますが、少しだけお伺いをしたいと思います。

私の住む仙北地域は、昭和40年代前半に建てられた集落内会館類が、水回りやトイレの不便をかこっておったところではありますが、栗林市政が打ち出した1集落550万円を限度とする半額補助により、それまでの旧町村時代より取り組みやすく、既に1割

を越す6ないし7集落がその恩恵に浴しており喜んでおります。そのほか仙北地域では、地域枠予算活用でもって付帯する駐車場の舗装工事なども取り入れ、地域の年々難しくなっているコミュニティの向上に一役買っていることは大変喜ばしいことと思います。

さて、こうした集落内事情に立ち入ってみますと、まず集落の構成員である各家庭の変化が目につきます。先に挙げた改築会館の構成世帯は、概ね30戸から30戸未満が多いわけではありますが、生活保護受給者、これはご承知のように年々増えております。ひとり暮らし、そしてまた老人のみのいわゆる高齢者世帯、若年無職者、老老介護、子供の姿がない、田んぼに人がいないなど、丸抱えの集落形成であることに直面をいたします。そして私ども高梨地域は家の周りが田んぼという典型的な散居形式の集落形成であります。こうしたところに立つてつらつら考えてみるに、若者が胸を張って働ける場所がない今のこの有効雇用であります。また、2つ目として家族農業切り捨てでいいかという問題に突き当たります。これは農業政策であります。農業が多面的な要素を含むとよく言われる言葉であります。生産物ばかりではなく、水、空気、景観、文化などを指しているものと考えられますが、再生可能な家族農業は、こうした集落の再生も担っていたわけで、今の農業政策は経済一辺倒でこうした視点の欠片も見られません。まだ働ける60歳の人に農業者年金の代償に経営移譲年金を与えるなど多様な担い手の放棄とも言えそうであります。結論を言いますが、健全な田園都市を目指すのが栗林市政の目指すものであったはずであります。従来、他産業からの一部参入も認めた農業の法人化、集落農場化などを推し進めたところ、環境保全事業というもので補った農政が理想とするか、小さな農家でもその所得を保障する方向が望ましいと考えるか、今までのように農業の経済性のみでなく、集落の再生、農業と共存する生き生きとした住環境といった視点から市長の考えをお伺いしたいと思っております。

次に、身近な道路の環境整備について質問いたします。

合併後、今まで放置していた例えば農村部の一軒家への道路整備など、仙北地域では年次計画で取り入れていただき、着々と整備されているところであります。おかげさまで冬場の除雪も対応していただき、通学や通院にとどまらず、生活の利便性が追いつき喜ばれているところであります。今回市内を回ってみて、身近な道路環境整備がまだまだそこまでいっていないとの声も聞いております。それに対して市全体では、どのような計画と考えを持っているかお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（佐々木昌志君） 4番佐藤隆盛君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、農村地域の現状認識と将来展望についてであります。

はじめに、農業の担い手のあるべき方向につきましては、市といたしましては認定農家のほか、これまで集落営農・法人化支援センターを中心に、効率的な農地利用や機械施設利用、好ましい労働力確保等につながる集落営農組織や農業法人の設立を支援し、小規模農家を含めた各農業者に組織への加入を呼びかけてまいりました。その結果、販売農家戸数は8,465戸ありますが、集落営農組織は69組織が設立され、組織に加入している農業者は1,070戸余り、農業法人は51組織が設立され、法人に加入している農業者は490戸余りとなっており、一方で全く組織に加入していない農業者は、大規模農家を含めておよそ6,900戸となっております。組織に参画した農家数の割合で見ますと、全農家数の18%、組織の経営面積の割合で見ますと全水田面積の17%にとどまっております。

市といたしましては、県平均を下回っている基盤整備等を推進することにより、一層法人化等の組織化が進むものと考えますし、効率的な経営体の育成に向けて今後とも支援してまいりたいと考えております。そのため、現在組織に加入していない農家の方々には組織への加入や設立に向けて、機械の共同利用による生産コストの低減、労働力の提供による労賃収入等のメリットについて説明会などを実施し参画を促してまいりたいと思います。

しかしながら、様々な事情により組織の設立や加入ができない農家もおられるものと存じます。このような農家の方々につきましては、花卉や施設園芸など収益性の高い作物に取り組んでいただくことなどにより、地域農業の一翼を担っていただけるよう支援してまいります。

大仙市の基幹産業は農業であると考えており、農業に活気がなければ地域にも元気が生まれてきません。集落営農組合や法人の設立支援の方向性は堅持し、効率的で規模の大きな経営体の育成に取り組みつつ、個別経営農家については、できるだけ組織への取り込みを進めながら収益性の高い特色ある経営確立に向けた施策を推進してまいります。

次に、集落の再生、農業と共存する住環境の整備につきましては、農業政策の面から見ますと議員ご指摘のとおり、これまで農業所得の向上を目指し効率的な生産体制の構築に向けて基盤整備事業や組織化支援等の様々な施策を展開してまいりました。その結



果、基盤整備事業、快適居住環境整備事業、農業集落排水事業、簡易水道事業などの推進により、農村集落周辺の環境整備は進んできているところであります。また、認定農業者や法人など多様な担い手も誕生しております。

しかしながら、農業従事者の高齢化も進行しており、一部に農村集落の環境保全が的確に行われていない状況も見受けられます。このため、「農地・水・環境保全向上対策事業」により、従来農業者が担っていた農村集落の環境保全を農業者以外の地域住民を含めた方々等の参加により、地域ぐるみで取り組む活動が行われております。この活動によって農村集落を取り巻く環境の適正な管理が図られるとともに、集落内の各世帯をはじめ、子供からお年寄りまでの各世代間の交流にも広がっており、このことは近年薄れつつあると言われている地域集落の維持・再生に貢献するとともに、地域の農村環境を将来へつないでいく基礎になるものと考えております。

地域政策面から見ますと、昨今の過疎化・少子化の急速な進行により、地域における基礎的社会組織である「集落」の機能が失われつつあることから、小規模集落の現状と課題を把握するとともにコミュニティ機能の再生・活性化につながる支援策の検討等を行う「小規模集落コミュニティ対策事業」を活用するなどにより、集落の維持・再生に向け対応してまいりたいと考えております。

この事業では、昨年度は副市長を会長とし、地域協議会委員等で構成する「小規模集落コミュニティ対策会議」を設置し、小規模・高齢化集落現況調査等を実施し、中間提言をまとめていただいたところであります。本年度は引き続き同対策会議を開催するとともに、町内会・自治会等の現況調査も行っております。これらをもとに11月に最終提言をいただく予定となっております。これらの提言を十分に参考にしながら、ソフト面・ハード面から住環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

質問の第2点は、身近な生活道路整備の計画と考え方についてであります。

ご質問の件につきましては、平成17年12月議会での議員からの質問を受けて、幅員が狭小で未舗装のため、緊急車両や除雪機械の通行が困難な生活道路について、18年2月に生活道路実態調査を行っております。

その内容は、大曲地域が179カ所、神岡地域が20カ所、西仙北地域が2カ所、中仙地域が171カ所、協和地域はゼロ、南外地域が21カ所、仙北地域は50カ所、太田地域が3カ所の全体で446カ所であり、このうち市道認定路線が113カ所、法定外公共物が172カ所、私道が161カ所でありました。

仙北地域におきましては、道路維持工事の中で優先順位の高い事業として位置づけ、平成18年度から年次計画で整備を進めております。

通常の道路整備につきましては、大仙市総合計画に合わせて計画的に整備を進めているところでありますが、議員ご指摘の身近な生活道路の整備につきましては、比較的安価に改善できる要素も多々ありますので、各支所ごとに実情に合わせて緊急性・重要性の高い生活道路を工夫しながら年次計画で整備してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐々木昌志君） 4番、再質問を許します。はい、4番。

○4番（佐藤隆盛君） 答弁非常によかったなと思っております。ご承知のとおり、私は1番の問題で法人化、農業集落、こういうのを市長はよく答弁の中で説明しておりましたけれども、私はそれ以外の、それこそ組織ですが、残された六百何ぼ、このことが市長の答弁であまり出てこなかったということで、どうしてだろうというようなところでこの問題を取り上げたところでございます。縷々説明していただきましたので、それこそこの加入申請はもちろんですけれども、もっと実情に合った加入申請があると思っておりますので、この点をお願いしたいと思います。答弁いりません。

○議長（佐々木昌志君） それでは2番の再質問を許します。

○4番（佐藤隆盛君） この2番目の質問ですけれども、これも満足な答弁をいただいてありがとうございました。

やはり市町村という自治体は、何と言っても国や県の仕事と違って住民個々、住民に身近な社会協働の生活の環境づくりが第一の仕事だと、このように言われております。したがって、私、合併なるときに、本当にこのようなことが身近な道路ができるだろうか、また、住民の声が届くだろうかということでまず第一に一般質問で第1回目はこの質問を取り上げたところでございます。

これはいろいろ財政は言われておりますけれども、やはりこの大規模道路事業と、一といたしまして、比較的小規模財源でできるものだと。ですから、これはやりくりできるんだということで、決して私は無理を言ったわけではないというふうに思いまして、これを言えば何とかなるだろうということで質問したところでございます。今、私、2期目のご理解一点で回っておるわけでございますが、身近な住民の方が、いろいろな方がやはり言われておりますが、本当にこの目に見える住民の環境、目に見えるものが一番要望が多いわけでございます。ですから、何とかこの点を栗林市長からはですね、一番

最初にまずこういう身近なものから片付けてという言葉は大変あれですけども、取り組んで整備していただきたいと、このようにお願いを申し上げまして質問を終わります。

以上でございます。

○議長（佐々木昌志君） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

次に、2番佐藤文子君。はい、2番。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。改選前の最後の議会のトリの質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

質問通告に従いまして質問させていただきます。

最初にH i b<sup>ヒブ</sup>ワクチンについてお伺ひいたします。

新型インフルエンザが大変流行し始めておりますので、関係職員の皆さんにはその対応で大変忙しいと思っておりますけれども、このH i b ワクチンにつきましては、今、全国的にも静かに、そして急速に関心が高まっている問題ですので、あえて取り上げさせていただきましたので、是非とも前向きな答弁をよろしくお願ひいたします。

4歳までの小さな子供の細菌性髄膜炎を引き起こすヘモフィルスインフルエンザ菌b型、略してH i bと言います。その予防ワクチンが日本でも昨年12月より発売開始となったことから急速に関心が高まり、予防接種の希望者が増えております。H i bは呼吸器、気道に存在する菌の一種で、いわばよくある細菌であるようです。咳やくしゃみを介して体内に入り込み、脳や脊髄を覆う髄膜に感染しますと細菌性髄膜炎を引き起こします。H i b髄膜炎は、発病初期は発熱など風邪症状とよく似ており、早期診断が極めて難しく、予後不良となる場合が多く、てんかんや難聴、発育障害などの後遺症や死に至るケースも少なくないとされております。

日本では毎年、細菌性髄膜炎にかかる子供さんは1,000人くらいおり、そのうち600人以上がH i b感染によるもので、死亡が30人前後、後遺症の残る者が150人前後と推定されております。このようにH i b髄膜炎は極めて重篤な疾患とされ、ワクチン接種による予防が重要であることは言うまでもありません。

世界保健機関（WHO）は、1998年に全ての国に対して乳幼児に対するH i bワクチンの無料接種を求める勧告を出しており、ワクチンを定期接種に組み込むことを推奨しております。H i bワクチンは欧米では既に20年も前から使用されており、重症感染症が激減したとの報告もあります。今ではWHO加盟国192カ国中108カ国で使用されているということでもあります。

ところが日本ではWHOの推奨から10年経っても定期接種どころかワクチンさえなかったわけであります。ようやく昨年12月に発売となったものの、供給体制が不十分なために月々の接種人数の制限や予約から接種まで半年かかること、さらに1人4回接種が必要ですが、1回の料金が7千円程度と高額であるなど多くの問題もあり、一刻も早く生まれた子供さん全てが接種を受けられるような体制づくりを願っているものであります。幸いにも2011年7月以降には対出生数で接種率100%となる供給が可能となるとの製薬会社の情報もあるわけです。こうした中で東京品川区、荒川区、宮崎県宮崎市、鹿児島県鹿児島市などでは、Hibワクチンの接種費用の助成を実施しております。深刻な少子化のもと、危険な病気に一人とてかからせることのないように大仙市も先駆けてHibワクチン接種に助成措置を講ずるよう求めます。あわせて、国に対してHibワクチン供給体制の強化と定期接種化を図るよう求めるべきだと考えますが、これへの見解を伺います。

2番目に、水道料金について3点お伺いいたします。

まず、上水道料金についてであります。来年7月実施として示されました新しい水道料金体系は、私もこれまで再三要求してきたところの少量使用家庭への料金軽減を考慮したものとして一定の評価をするものであります。

しかしながら、料金収入全体の額を変えないような料金体系としたことから、一方では値上がる家庭も当然出てくるわけであります。現行料金体系との比較、水道局の資料によりますと、13mm口径では月8m<sup>3</sup>以上の使用水量から、そして20mm口径では月17m<sup>3</sup>以上の使用水量から、それぞれ値上がるようであります。使用水量は13mm口径では月平均13m<sup>3</sup>、20mm口径では月18.5m<sup>3</sup>となっておりますので、現実的には多くの家庭がこの新料金体系で値上げとなり、値下がる家庭は非常に少ないようにも思えます。実態はどうか、13mm、20mm別の上がる件数、下がる件数を是非とも教えていただきたいものだと思います。

次、簡易水道料金について。

簡易水道料金の統一化と新料金体系の基本的事項では、口径別二部料金制の採用、2つ目には基本水量を付与しない基本料金制の採用、3つ目に段階別逦増料金制の採用が示されております。そしてそれぞれの額の設定においては、その基本的な考えに一般会計繰入金に頼る経営体質からの脱却を図るとしてあります。このことから、新しい料金体系では、使用水量に応じて加算される従量料金が上水道の従量料金よりも高く設定さ

れているために、ほとんどの地域で2倍前後の値上がりが想定されます。旧6町村での簡易水道の使用水量を平均しますと、13mm口径では月19m<sup>3</sup>、20mm口径では月28m<sup>3</sup>であります。これを新料金に当てはめると2倍前後の値上げとなるわけです。大曲上水道と比べても13mm口径で1.5倍、20mm口径で1.3倍の料金となり、大きな料金格差が生じることが明確です。従量料金をせめて大曲上水道並にするなど格差是正を図るよう、簡易水道利用料金の体系を再検討すべきだと私は思いますが、これへの見解をお尋ねいたします。

そもそも簡易水道は住宅の密集度や集落の散在、山間地形条件などから施設整備における費用対効果は低いのが当然だと思います。広大な面積にほぼ隅から隅まで集落が散在する大仙市において、水道施設整備には大変大きな経費が当然かかります。また、今後の施設整備はこれまで以上に経費がかかると考えられます。このような簡易水道事業でありますので、一般会計に頼る経営体質からの脱却を掲げること自体に少々無理があるのではないかと思います。市民全体に衛生的で安全なおいしい水の提供のための仕事は市の責務であります。簡易水道における社会資本整備には、一般会計を投入することで需要に応じていくことが求められていると思いますが、これに対する見解をお尋ねいたします。

最後に、新料金改定に当たっての幾つかの提案について提案させていただきます。

今回の料金体系についての当局説明では、少量使用家庭に配慮していること、使えば使った分だけの料金ということが強調されておりますので、上水道も簡易水道も使用量の多い家庭では大幅な負担増につながります。節水にいくら努めようにも限界もあり、家族人数の多い家庭や介護家庭、育児真っ最中の家庭、また、水を大量に使う商売の方々などにとっては使用水量は当然多く、料金は大変多く、大きく値上がるものと予想されます。

そこで、低所得世帯、介護家庭、育児中の家庭などに軽減制度を設けること、そしてその軽減分は市の一般会計から補てんするという、この際これらを提案するわけですが、これへの見解を伺い、質問とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（佐々木昌志君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、H i b ワクチンへの対応についてであります。

乳幼児に重い髄膜炎を起こす細菌として「インフルエンザ菌 b 型（H i b）」がありますが、これに対処するワクチンとして H i b ワクチンが知られております。

昨年の 1 2 月からワクチンの国内販売が開始され、自己負担による任意接種が可能となり、大仙市内でも 3 医療機関において実施されております。

7 月現在、H i b ワクチン接種に対し費用助成を行っている自治体は、全国 1, 7 9 8 自治体のうち 2 6 市町村、これは区も含まれます。比率は 1. 4 % でありませぬ。8 月末現在、秋田県内で実施している自治体はありません。

現在、国においては、ワクチンの有効性や安全性を検討する研究班が設置されており、任意接種で扱われた効果及び副作用等を確認している段階のようであります。また、任意の予防接種であるためワクチンの副作用で健康被害が起きたときの「予防接種健康被害救済制度」が適用されないなどの課題があります。したがって、現時点ではワクチンの流通在庫が十分になく、供給の絶対量が少ないため、行政で取り組む体制が確立できているとは言えない状況にあると考えております。

H i b ワクチンの定期接種化により、H i b による感染症を未然に防ぐことで治療費負担の軽減が図られることや夜間の急な発熱でも髄膜炎の心配が軽減され、救急外来を受診する必要がないことから小児救急医療に携わる小児科医の負担の回避につながることも考えられますので、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

また、去る 8 月 7 日に男鹿市で開催されました全県副市長会議において、この H i b ワクチンの定期予防接種化について協議が行われております。この件につきましては大きな問題であると認識しておりますので、地元医師会との協議を持ちながら、できる限り情報を集め、方向づけを早めていきたいと考えております。この後、秋田県市長会としても副市長会の協議を受け、この問題を取り上げ、国に対して要望してまいりたいと考えております。

なお、全国市長会では昨年の 1 1 月、「インフルエンザ菌 b 型（H i b）」に対する予防接種について、定期接種として位置づけるべきことを全国会議員並びに関係省庁に対し要望しております。こうした活動を強化してまいりたいと思っております。

質問の第 2 点は、水道料金についてであります。

この度の水道料金の改定につきましては、平成 1 6 年の合併協定において「上水道・簡易水道の使用料並びに加入者分担金は、合併時は現行どおりとし、新市において水道事業計画を策定し、新たな料金体系を構築する」としてあります。このことを受けまし

て合併後平成18年度に「水道事業基本構想」を、平成19年度には「大仙市水道事業基本計画」を策定し、これらを受け平成20年度には「大仙市地域水道ビジョン」を策定し、同年8月に担当職員で構成するワーキングチームを、同10月に私を含め両副市長及び関係部課長で構成する庁内検討委員会を立ち上げ、新たな料金体系の案の策定作業を進めてきたものであります。

議会に対しては、去る6月定例会最終日の議員全員協議会において、その改定案についてご説明させていただき、その後6月25日の仙北地域協議会への説明を皮切りに7月25日までに8全地域協議会への説明を行ってきております。

また、大仙市上水道事業審議会につきましては、6月29日に第1回を開催し、7月17日開催の第2回会議において、上水道事業及び簡易水道事業に係る2つの改定案を諮問し、7月27日開催の第3回審議会において答申をいただいております。

答申の内容は、上水道につきましては「値上がりが見込まれる使用者には特に理解を得られるように説明に努められたい」、簡易水道につきましては「加入率の向上に努められたい」「住民説明には万全を期されたい」、以上の付帯意見を付して原案を承認していただいたところであります。

その後、審議会の答申を受けまして、使用者への周知を図るため、8月10日に中仙地域極楽野・立石地区、豊岡地区及び入角地区簡易水道の3地区と、8月11日に仙北地域の仙北南地区及び戸地谷地区を対象に説明会を開催しており、地域協議会と同様に「値上げはやむを得ない」「概ね了解」との意見があり、ご理解をいただいたものと考えております。

はじめに、上水道料金についてであります。今回の改定による値下がりとなる家庭と値上がりとなる家庭の実態につきましては、現行料金体系の設定時には水道の普及促進と生活用水として一定量の正常な水の使用を促すことにより、公衆衛生の向上を図るとともに生活用水の低廉化を図るという観点から、当時の平均使用水量をもとに口径13mmにおいては10<sup>m<sup>3</sup></sup>、口径20mmにおいては20<sup>m<sup>3</sup></sup>の基本水量を設定したもので、基本水量内であればその使用量にかかわらず同額の基本料金となり、基本水量付近の利用者が相当程度軽減されてきました。

しかし、社会情勢や生活様式の変化などから、18年度からは1戸当たりの平均使用水量が減少傾向で推移しており、少子高齢化の進行や世帯構成の変化等によるひとり暮らし世帯及び高齢者世帯の増加、節水機器の普及など、今後も同様の傾向が続くものと

考えられます。

このような事業環境及び給水状況の変化に合わせ、使用状況に見合った料金体系の再構築が必要であると判断したものでありまして、今回上程いたしました条例改正案につきましては、現行料金における基本水量を廃止し、使用水量に応じた公平で公正な受益者負担をお願いすることを主眼としたものであり、少量使用者の料金軽減を考慮した料金体系となったものであります。

適正な料金の算定に当たっては、今後の施設改良、更新及び企業債の償還等に必要な財源を確保し、永続的な供給サービスを提供するための資産維持費を算入することとされております。

平成20年度大仙市上水道事業会計決算においては、全体的な使用水量は減少傾向であるものの、大型小売店の出店や人件費をはじめとする経費の削減等により1億3,949万円の純利益を計上したところでありますが、この資産維持費の確保には至っていない状況であります。安定的な事業の継続という観点からは、料金の増額改定が必要とされるところでありますが、さらなる経費削減と経営努力とあわせて加入促進を行い、加入率の向上を図ることとし、現行の料金水準を維持することとしたものであります。このため、少量使用者への配慮、現行に対し値下げとなる一方、値上げとなる使用者が出てくることとなります。

議員のご質問につきましては、平成20年10月の総賦課件数1万3,557件のうち口径13mmが2,674件で19.7%を占めており、実際の使用水量を改定料金に当てはめ試算しますと、現行料金に対して減額が1,284件で48.0%、増額が1,253件で46.9%、同額が137件で5.1%となり、現行料金における口径13mm全体数の水道料金収入は2.9%の減少となります。同様に20mmは9,953件で総賦課件数の73.4%を占め、現行料金に対しまして減額が4,925件で49.5%、増額が5,028件で50.5%となり、現行料金における口径20mmの全件数の水道料金収入は7.2%の減少となり、主に家庭用であります13mm及び20mmの水道料金収入は、どちらも現行料金収入より減少となるものであります。

水道料金は電気・ガス料金等と同様、公共料金として位置づけられており、口径が大きくなればなるほど、使用水量が多くなればなるほど応分の負担をいただくものでありまして、事業へのご理解とご協力を賜りながら上水道事業審議会の答申に付された意見



を真摯に受け止めまして、使用者の皆様から理解が得られるよう広報及びホームページ等にわかりやすく掲載し、平成22年7月1日の施行日まで折に触れ周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、簡易水道料金についてであります。現在の簡易水道料金は合併前の旧町村の料金体系をそのまま引き継ぎ運用しており、地域により料金差が生じたまま合併から5年が経過しております。この間、新規事業として3事業のほか、合併前からの継続事業を実施し、安全な水道水の安定供給に努めているところであります。

簡易水道事業特別会計につきましては、一般財源として借り入れた企業債の償還が多額となっており、経営を圧迫している状況であります。

また、少子高齢化や家族構成の変化、節水機器の普及により1戸当たりの使用水量は減少傾向で推移しております。

このような状況の中で今回の簡易水道事業の料金改定に当たっては、料金体系の統一、経営基盤の強化、使用状況に見合った料金体系の設定の3点をポイントとして改定案を取りまとめ、あわせて加入促進のため加入金制度を廃止するものであります。

議員ご質問の上水道と簡易水道事業の料金格差の是正につきましては、その収支不足額に対しまして一般会計から毎年5億円以上の繰り入れを行ってきており、平成19年度の繰入額は5億2,085万8千円で、県内市町村の中で繰入額で第1位、2番目に高い金額となっている自治体の2倍以上となっております。また、企業債残高も103億1,651万8千円で最も多額であり、2番目に多額となる自治体の1.5倍ほどとなっております。

このように一般会計に大きく頼っている経営体質を健全化するため、改正案の算定に当たりましては、合併前の各町村が投資してきた施設設備費の償還及び合併後の整備、また整備中の新規施設整備費の償還と今後の維持管理を考慮し、市の簡易水道事業に係る本来必要な所要額として算出したものであり、現行に比較しまして増額改定となったものであります。但し、急激な負担変化を緩和するための経過措置を講ずることとし、31年度まで約9年かけて段階的に改定しようとするものであります。

また、簡易水道事業につきましては、厚生労働省から平成28年度までの事業統合が求められており、将来的には上水道と簡易水道事業の事業統合の検討が要請されているところであります。事業環境や会計方法の違いから料金差が生じているところであり、簡易水道事業の経営基盤の強化を図りながら事業統合について検討する必要があると考

えております。

次に、簡易水道において社会資本整備として一般会計繰入金を投入できないかというご質問については、水道事業は社会生活に欠かせないインフラであり、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、そして記憶の新しい今年の岩手・宮城内陸地震の経験からも最も重要なライフラインであることを再認識しているところであります。

簡易水道は、地理的・地形的状況から経営効率が悪く、全額料金収入をもって運営するとなると高額な料金となるため、総務省より一般会計からの基準内繰り入れが認められているものであります。最終的な料金改定は、この基準内繰入金を充当することとしておりますが、平成22年7月から施行し、段階的に改定し、平成31年4月に全域の料金を統一するよう経過措置を講ずることとしておりますので、施行22年度から基準内繰入金のみで運営できるものではありませんので、平成27年度まで基準外繰入金の充当が必要となっております。

なお、平成20年度末の市簡易水道の給水人口は2万5,310人で、行政区域内全人口に対し約27%となっております。上水道加入者及び組合営水道並びに自家水道を利用している約73%の市民は簡易水道を利用していないもので、事業収支の不足分に対し市民の理解が得られる範囲として、制度として認められている基準内繰入金は充当しているところであります。

受益者負担の原則から、使用者に応分の負担をお願いしながら、将来にわたって安定的な事業の継続を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、低所得者世帯、介護家庭、育児中の家庭などに軽減措置を設け、軽減分は市の一般財源で補てんするようとの提案につきましては、水道事業は電気事業及びガス事業同様、公益事業として位置づけられており、受益者負担の原則のもとで独立採算制により運営されるべきものであります。

また、平成20年度末の上水道と簡易水道を合わせた市営水道の給水人口は、全体行政区域内人口のうち約64%で、残り36%は組合営水道、または自家水道等の利用者で、市営水道を使用していないというのが実態であります。

このようなことから他の公益事業と同様に、一部の使用者の経済状況や生活形態に配慮した料金設定は、水道事業としてはできないものと考えております。

○議長（佐々木昌志君） 2番、再質問を許します。はい、2番。

○2番（佐藤文子君）　まず、H i b ワクチンについて伺います。

国、省庁への働きかけを今後ともいろいろなところを通じてやっていくというふうなところは了解いたしました。何とか急いでそうした、政権もいろいろ変わったところでもありますので、今後の厚労省のこのH i b ワクチンに対する対応が迅速に進むことをまず求めながら、市としても是非とも省庁への働きを一層強めていただきたいというふうに思います。

ただ、この助成しているところ、市長答弁では26ほどのところで助成をやっているというふうな答弁がありました。私がこの資料をいただいた吉村クリニックの先生からの資料によりますと、やっているところはまだ数箇所という、それは2年前の文献の中で出されてきたものでしたので、おそらくこの1、2年の間の助成自治体が結構急速に増えたものというふうに今の答弁を聞いて感じたところです。そういう意味で製薬会社の供給体制も一気に進む方向性もあることから、国の対応も一応定期接種に向けた協議が、そう遠からずじきに進むものと私も期待してはいるところですが、ここ数年の、2年間の間で助成自治体がこれだけ増えているというふうなことは、子育て支援に相当強力に事業を入れてきた栗林市長としては、タイミングとしてこの助成を検討、十分してもいいのではないかというふうに感じたものですから、その辺をもう一度伺えればというふうに思います。

○議長（佐々木昌志君）　答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）　再質問にお答えいたします。

このH i b ワクチンの問題については、先程申しましたとおり、非常に重要な問題だというふうに認識しております。まず医師会の先生、小児科を中心にした先生たちとも、関係課では情報を取っておりますけれども、まず医療協議会等がございますので、そういう場でも正式な協議の問題としてご相談を申し上げながら、どういう進め方ができるのかということをもっと相談しながらやっていきたいなと思っております。

ただ、一番心配なのは健康被害のところ、早くこういう問題に国が結論を私に出してくれないと、副作用等が出た場合の問題、これは一自治体で処理できない問題ですので、この辺は特に市長会というところでも昨年からの問題提起をそれぞれ行っておりますので、何とかその詰め作業を行っていただきながら、そういう問題が解決できると、粗い試算もしておりますけれども、我々の自治体で工夫すればできない範囲ではないというふうに私は認識しておりますので、一番大きな問題の副作用の問題に対する国の制

度的な対応をまず急いでもらわなきゃならないなというふうに考えております。まずいろいろ調査をしながらこの問題について取り組んでいきたいと思っております。

○議長（佐々木昌志君） 1番につきましての再々質問を許します。

○2番（佐藤文子君） 了解しました。

○議長（佐々木昌志君） それでは2番の再質問を許します。

○2番（佐藤文子君） 2番についてお尋ねいたします。

上水道料金についての件数については、ほぼ下がる家庭及び上がる家庭の割合が、ほぼ半々ぐらいの比率で出ているというふうなことで、これについては了解いたしました。ただ、その料金が上がる部分で…この（3）との関係ですけれども、やはりごみ処理の問題でも、ごみの有料化の際に、いわゆる介護家庭や育児家庭で紙おむつを大量に使うというふうなところにごみ袋の助成をした、そういう経緯があります。これはごみ処理事業も水道事業も市独自の事業でありますので、やっぱり市民に負担なく、やっぱり…あまりの負担…どうしても使わざるを得ない水というふうなものを使えば使うほど料金が上がるというふうなことで非常に困るという、そういう家庭にはきっちりとやっぱり対応する、ごみ処理と、ごみの有料化の際の対処と同じように、これは考え方としては十分できるやり方だと思いますので、この上水道で上がる家庭についても十分、この低所得者、介護家庭、育児家庭などの対応は十分できるものだというふうに思いますので、是非ともこれは検討いただきたいというふうなものを再度申し上げておきたいと思っております。

それから、簡易水道についてですけれども、現在簡易水道を使っている家庭は全体の27%の普及でしかないんだと。そういう27%の皆さんが使う水道料金なんだから、多少引き上がることについては周りもそう…問題ないというふうな言い方のような感じでしたけれども、これで負担金は、加入負担金は廃止はしましたけれども、月々に納める金額というふうなのが、いろいろ調査、調べてみますと、例えば神岡などでは西仙、あるいは南外、こういったところでは、ほぼ全域に簡易水道が普及されていますよね。協和もそうでしょうか。ほとんど普及されている地域もあるわけです。そこの簡易水道料金というふうなのは、現行の料金が口径13mmの場合、月19m<sup>3</sup>になっておりますので、これで試算しますと現行料金では神岡の場合には2,660円ですが、これを新料金体系に当てはめますと従量料金が上水道よりも非常に高く設定されてありますので4,090円に跳ね上がるわけです、月々。それで1,400円近くの水道料金

が高くなるというふうな、こういったことを簡易水道料金ではそういう仕組みになるわけです。これで果たしてじゃあ加入…何というんですか、加入率を、簡易水道の加入率の補助を普及率を高めるといふようなことが果たしてきちんとできるものなのかどうか、その点をどのようにお考えなのか、いずれ従量料金の上水道と料金が簡易水道の場合、非常に高く設定されてあるというふうなこの格差というふうなものをわざわざつけたというふうなことで、果たして市民にとって平等性というふうなものでどのように、平等の感覚がちょっとないのではないかというふうに思われるわけですが、この点をどのように考えるかお聞かせ願います。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） まず最初に、お話のありましたごみの有料化の問題と水道料金の問題は、私は違うのではないかと思います。ごみの有料化に際しては、これは有料化という言葉だけが走るのではなくて、有料化という一つの手段を通じてごみの減量を図ろうという計画の中で出されたもので、そこでやっぱりできるとすると一定のそういう考え方を入れながらごみの収集体制を確立していくという形で助成措置みたいなものを入れたということになります。

ただこの水道の問題については、議論するときりが無いと思いますけれども、上水道とまず簡易水道がまず全く、まず利用される方からしますと同じでありますけれども会計原則が全然違いますので、やっぱりそれに基づいて国の様々ないわゆる助成対応が出てきますので、これは一緒にはできないのではないかと思います。上水道はご承知のとおり料金の収入で経営せよという、いわゆる企業会計ということできっちりやられていますので、これがもし赤字になっていくと、今、一般会計という表現ありますけれども、一般会計は借入金も含めて入っていますので、いわゆる一般財源からどんどん繰り入れていかなきゃならないということになりますと、これは大変なことになると思います。今のところ水道というのは長い間、長い経営になっていきますけれども、施設を構成したり維持管理をするにはやっぱり相当のお金がかかりますので、計画的にやっぱり積み立てをしながら、その設備投資の額を確保していかなきゃならないという考え方でやっていかなきゃならないということで、幸い大曲地区の上水道についてはかなり経営的には健全に今までやられてきているというふうに思っております。ただ、それでもいわゆる建設、あるいは投資をする積立金がまだ不十分だというそういう現状の中にあります。将来この上水道と簡易水道を国では一緒にしなさいという方針が示されていまして、非

常にこれは難しいのではないかと考えています。簡易水道の方は非常にいわゆる企業的経営感覚から言いますと非常に効率の悪い経営ということでもあります。それがやっぱりやらなきゃならないのがやっぱり自治体の仕事というふうに認識しておりますが、そこには効率が悪くても一定のやはり経済的な考え方をに入れて運営、経営していかないと、そこにマイナス分をどんどんその一般財源から繰り出していきますと大仙市本体がもたなくなるという状況を若干説明させていただきました。簡易水道関係につきましては、やはりそういうことをやっぱりよく考えてやっぱり計画を作っていかなきゃならないのではないかなと考えています。旧合併前のそれぞれの町村の計画が少し緩すぎたということもございます。そういう意味で非常に企業債を抱えておりますし、一般財源の注ぎ込み方も非常に大きい自治体となっておりますので、これを何とか早く是正していかないと、長い間でますます経営状況が悪くなって、それが本体の一般財源が、いわゆる会計が良ければいいんですけれども、大仙市は決していい財政状況ではありませんので、その辺を利用者の皆さんによく説明しながら、少し負担を増やしていただきながら経営を安定させていくということが、今やらなければならない大きな課題だと思ひまして、合併前にはまとめ切れなかったものをまず4年かけましてようやくまとめて今ご理解いただけるよう説明に努めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐々木昌志君） 正午を過ぎましたけれども、会議を続行させていただきますので、よろしくをお願いします。

2番、再々質問を許します。

○2番（佐藤文子君） いずれ簡易水道と上水道の従量料金をこれだけ差をつけることによって、簡易水道料金は非常に高くなっているというふうなことが実態です。それで先程質問で1つお答えいただいているのが、こういう料金で、それではこれから施設を拡張しようとする地域、あるいは新しく加入率を増やすというふうなことでの加入率が高まるのか、そして施設を拡張することによってまた新たに簡易水道の加入世帯への使用料の負担が増えていくのではないかとこの点はどうでしょう。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 先程言いましたように、確かに水道というのは公共性の強いものでありますけれども、例えばその…自家用の皆さん、それから組合員の皆さんは一定の制度…、自家用井戸を使っている方は公的な助成ゼロであります。それと団体営の水道

をやっている皆さんについても一定の助成はありますけれども特別なものはございません。そういう一つの水道を使う中でも、これは国保と健保の議論と同じになると思いますけれども、やっぱりその許される範囲というのは基準内繰り入れ、あるいは基準外であっても一定の割合でやっぱり投入していかなければ、一般市民から見ますと、使っていない人から見ますと、何で私の税金だけ使われるんだと、私のところにもやっぱり助成をしていただきたいということになると思います。それができればいいんですけれども、今の財政状況では、おそらくよほど豊かな自治体でない限りそういうことはできないものだと思います。そういうことをひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

---

○議長（佐々木昌志君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午後 0時10分 散 会

